

令和4年 第12回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月23日（金）午後1時30分から午後2時23分まで

2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員	9番	若田部明
委員	12番	大舘 孝

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第8号 農用地利用配分計画案について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小倉浩史
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第12回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 若田部明委員、議席番号12番 大拙 孝委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は13名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第12回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 新井 勉委員、議席番号13番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりで

あります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条698番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有予定です。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準第3条、空き家に付属した農地に係る下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条699番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.7km 所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第1号3条698番の案件については農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条698番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。12月21日に委員6名が出席して審査会を行いました。

3条698番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転1筆の申請になります。申請人は、佐野市の空き家に移住を検討されました。平成26年に家庭菜園を始めたことがきっかけで農業に興味を持ち、今後も継続して農業を営んでいきたいと考え、空き家の購入に向け話を進めてまいりました。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、お一人で農地利用していく予定です。作付作物としては、ネギ、小松菜、キャベツの作付を行っていく予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号 変更18番について、調査班、お願いします。

調査班

変更18番について報告します。変更内容は、事業計画の変更になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6については、基準をすべて満たしております。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われれます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第2号について、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号4条146番と147番について、調査班、お願いします。

調査班

4条146番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することが出来る場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

4条147番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することが出来る場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番  
澁江委員

資材置場で許可をいただいた後、太陽光発電ということですが、直に太陽光発電で許可を取るより資材置場で許可を取った後、太陽光発電に変更の方が審査が緩いのではないのでしょうか。

事務局

お答えいたします。ご質問の内容ですが、申請自体は資材置場で許可を取ったものを変更して太陽光発電に転用した場合でも、最初から太陽光発電で転用した場合であっても、審査の基準等については変わっており

ませんので、むしろ変更の手続き等が増えている分、今回の方が複雑化と  
いうか手順は多くなっていると思います。

15番  
澁江委員

わかりました。

議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号に  
ついては、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農  
業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ  
申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号については、転用に係る面積が  
30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会から  
の意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可すること  
に決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい  
て」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次  
のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現  
地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号  
5条951番から957番について、調査班、お願いします。

調査班

5条951番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地  
のため原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基

準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条952番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条953番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条954番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条955番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設用地であり、不許可の例外事由である農地法施行令第4条第1項第2号イの農業用施設に該当します。一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。

5条956番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。  
5条957番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから現地調査班の意見は、許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号非農地519番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地519番について報告いたします。  
願出地の周囲には農地はありますが、雨水の流入などなく、営農に支障はないと思われます。  
願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。  
令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の37番について、議席番号14番 川田恒夫委員が、議事参与の制限に該当します。37番について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いします。

(川田委員 退室 14:16 )

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の37番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号利用権設定関係の37番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室 14:17)

次に、所有権移転関係の5番について、議席番号15番 澁江修身委員が議事参与の制限に該当します。該当部分について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員 退室 14:17)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。所有権移転関係の5番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号所有権移転関係の5番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江委員 入室 14:18)

次に、利用権設定関係の37番以外の案件、及び所有権移転関係の5番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の37番以外の案件、及び所有権移転関係の5番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって利用権設定関係の37番以外の案件、及び所有権移転関係の5番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第7号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号「農用地利用配分計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和4年12月23日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第8号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和4年第12回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時23分閉会